

經濟論叢

第158巻 第3号

-
- 両大戦間期ヘゲモニー大空位論……………本山美彦 1
- 日本アパレル産業における
輸出マーケティング 1945-1965 (2)……………I・H・モヒウティン 22
- 中小企業の資金調達と研究開発……………蘇 顯 揚 50
- 味の素の国際マーケティング……………太 田 真 治 72
- 資本制発展の「現」段階規定に
関する一考察……………有 賀 敏 之 89
-

平成8年9月

京都大學經濟學會

中小企業の資金調達と研究開発

——日本と台湾の事例を中心に——

蘇 顯 揚

序

大企業と中小企業との間には、平均的にみると生産性の格差が存在するが、これは一般的に両者の間の資本装備率格差に起因すると考えられている。この資本装備率格差は、中小企業が資金調達上の困難に陥りやすく、そのため設備投資も遅れがちにならざるをえないという点にも由来する。従来、日本や台湾における中小企業の資金調達問題は、以下の三点に集約されてきた。金融機関からの借入条件における差別の存在¹⁾、長期資金の融資が相対的に不十分であること²⁾、および、金融機関の中小企業向け貸出が不安定であること³⁾である。したがって、これらの諸要因に変化が生じている場合には、中小企業金融にも構造的変化が起きているといえるだろう。

このような中小企業の金融問題は、金融機関との間の関係だけでなく、中小企業自身の財務内容や、資本市場への参入条件などの要素にも影響される。本稿ではこれらの点に留意しつつ、中小企業は金融的に不利な位置に依然として置かれているのか、という問題を中心に分析する。それに際しては、中小企業

1) 具体的には、資金の使途、貸出期間、信用リスクなどの点で同じ条件の融資でも、金利をはじめとして、大企業に比較して中小企業が不当に不利な条件での借り入れを強いられている状況をさす。この場合、表面金利の格差よりも、むしろ「拘束性預金」を要求することによる実質金利の格差の発生のほうが深刻である。

2) 売上高に占める長期借入金割合は、企業規模と正の相関を持つ。企業規模が大きければ大きい程、長期借入も容易になる。

3) とりわけ、金融引き締め期には、金融機関が中小企業を限界的貸出先として扱う傾向が強い。

に対する金融自由化の影響も対象となる。

中小企業の場合、一括して性格規定を行うことが困難なほどに個々の企業のばらつきが大きい。中小企業という概念は、いわば「異質多元的」なのである。したがって、中小企業問題を対象とする研究においても、様々な課題設定が可能であるが、とりわけ興味深いのは、石油危機以降の産業構造の変化に対応して重要性を増してきた研究開発型中小企業（いわゆる「ベンチャービジネス」）の問題である。本稿では、中小企業全体を分析しつつも、この研究開発型中小企業の資金調達問題に重心を置いた分析を行う。さらには、中小企業問題を多角的に分析するために、中小企業育成政策で先行していた日本と、中小企業がとりわけ輸出の面で極めて重要な役割を担っている台湾を取り上げ、両者の事例を比較する。

I 金融構造の変化と日本の中小企業金融

戦後日本の中小企業金融問題は、基幹産業の復興を目的とした傾斜生産方式にもなっており、「傾斜金融」とも呼ぶような金融の構造が成立したことにその端緒を有する。1947年から実施された傾斜生産方式では、大企業体制を有する特定の重要産業に生産資材と資金とが配分され、中小企業は原料の入手、資金の調達において困難に直面した。1970年代の高度成長期まで、資金が大企業に集中する仕組みの中で中小企業は、金融引き締め時にそのしわ寄せを受ける位置に置かれたのである。

このような大企業への融資の集中は、直接金融的な資本市場の整備が、間接金融的な金融機関の整備よりも遅れたことと密接な関連を持つ。高度成長期においては、企業の資金調達においては間接金融が主体であった。つまり、株式や社債の発行で資本市場から直接に資金調達を行うよりも、家計の余剰資金を吸収した金融機関を通じて、企業へ資金が流入する場合の方が一般的であったのである。大企業への融資の集中が進む過程で、特定の金融機関と企業とが密接な関係を結ぶ「メインバンク制」が形成され、中小企業はいわば限界的な融

資先として位置づけられて、金融緩和期にのみ融資の対象となった。

大企業にとっては、金融市場からの直接の資金調達もまた可能であるが、法的制約のために、中小企業にはこうした可能性はほとんど残されていなかった。それゆえ、中小企業の資金調達はどうしても金融機関に依存することになった。しかしながら、市場への銀行の新規の参入が制限され、金融機関が寡占的体質を有している状況の下では、中小企業の金融機関に対する交渉力は微弱であった。

中小企業がこのような限界貸出先的な位置に置かれていたことは、全国銀行⁴⁾の、大企業向け、中小企業向けの貸出残高の増減から読み取ることができる。高度成長期における全国銀行の大企業向け貸出残高の増分は、好況期には上昇し、不況期には減少している。それに対して、中小企業向け貸付の増分は、これとは逆の動きを示している⁵⁾。他方、中小企業向け貸出残高の金融機関別構成を見てみると、1957年時点で、設備資金貸出残高構成比では、全国銀行52.43%、民間中小金融機関13.99%⁶⁾、政府系金融機関33.83%であった。高度成長期までの時期において、中小企業にとって政府系金融機関が重要であったことが確認できる⁷⁾。

しかしながら、1960年代末頃から1970年代頃になると、こうした構造は次第に変化していった。全国銀行の貸出態度の変化、信用金庫など民間中小企業専門金融機関の発展、それに、資本市場の整備が進んで直接金融が可能となってきたことなどの現象が指摘できる。

4) 全国銀行とは、都市銀行、地方銀行、第二地銀協加盟行、長期信用銀行、信託銀行、信託勘定の総称である。ただし、1989年相互銀行が第二地方加盟銀行に加わった。地方銀行、第二地銀協加盟行が全国銀行に含まれるのは、営業地域の制限がないことによる。

5) 清成忠男、「信金融資の急伸——三十年代金融の実態」、中村秀一郎ほか編、『現代中小企業史』所収、1981。156-158ページ。

6) 1989年まで民間中小金融機関というのは、相互銀行、信用金庫、信用組合などであった。比較対照のため、とりわけ現時点での比較のために、ここでは相互銀行を全国銀行と見なして分析を行う。

7) 商工組合中央金庫は組合を対象にしており、また、国民金融公庫の貸付金額は小額であった。そのため、中小企業金融公庫の成立によってはじめて、商工中金、国民公庫ではカバー出来ない部分が量的に補完されたのである。鈴木浜二、『中小企業金融』、158ページ、春秋社、1964。

前述の全国銀行の貸出残高の資料では、1960年代後半からは、中小企業向け貸出の増減は、大企業向けのそれと同様の推移を示している。すなわち、限界的貸付先として中小企業が位置づけられるといった傾向や、融資の大企業への集中は、次第に緩和されてきたのである。とりわけ1970年代始めには、過剰流動性の存在が顕著となり、金融情勢が緩和した。大企業の資本市場での資金調達は拡大し、他方では全国銀行が中小企業向け融資にも積極的に取り組むようになった⁸⁾。1993年末の資料では、全国銀行の中小企業向け設備資金貸出残高は、中小企業への設備資金融資総額の73.5%を占めるが⁹⁾、それに対して、中小企業専門金融機関による貸付の比率は政府系を除くと14.5%にとどまる。政府系金融機関は、中小企業への融資残高を次第に増大させているが、それでも全国銀行の貸出拡大のために、中小企業への融資全体に占める割合は大きく低下しており、12.0%に過ぎない¹⁰⁾。

以上みてきた要素を考慮すると、全体として、中小企業全体の問題であった金融難は、近年相当程度改善されてきているといえようだろう。

大企業の銀行離れが進むにつれ、金融機関は貸出の伸び悩みに直面するようになり、またB I S規制¹¹⁾の適用なども相俟って、量的拡大を目標とする従来の経営の見直しが必要となった。従来よりも利ざやの多寡が重視されるようになり、利ざやの大きい中小企業や個人向けの貸付が強化されるようになってきたのである¹²⁾。

以上のような状況にもかかわらず、1990年代に入ってから、中小企業への

8) 全国銀行（相互銀行を除く）の中小企業向け設備資金貸出残高が全国銀行の総設備資金貸出に占める割合は、1962年の25.1%から1965年に30.4%に上昇し、1970年には37.3%であり、1974年には49.4%まで拡大した。中小企業金融公庫、『中小企業金融公庫月報』Vol. 18, 22, No. 12。

9) 財団法人商工総合研究所、『商工金融』1994年4月号、45ページ。

10) 貸出残高総額から見れば、全国銀行、中小企業専門金融機関、政府系金融機関のそれぞれの占める割合は、72.4%、19.0%、8.6%であった。前掲『商工金融』43ページ。

11) 国際決済銀行（B I S）は、1993年3月までに自己資本比率（自己資本の総資産の割合）を8%以上にすることを求めている。エコノミスト臨時増刊、1992年7月6日号。163ページ。毎日新聞社。

12) 大企業は、金融機関に対し交渉力を持つが、中小企業や個人の場合には一般に弱い交渉力しか持たない。

貸出は低迷している¹³⁾。中小企業は、バブル経済以降の景気低迷や資産価格下落の影響で、実物取引需要の鈍化に直面しており、これは資金需要の減少に帰結している。他方、資金供給の側でも、中小企業の財務内容の悪化¹⁴⁾や資産担保価値の下落による信用力の低下が、金融機関の貸出の低迷をもたらしていると考えられる。金融機関が不動産担保を重視する傾向は、日本ではまだまだ強いと言えよう。

今日においては、中小企業の資金調達上の問題は、むしろ自己資本比率の低さ、間接金融への依存度の高さであるということができよう。大蔵省「法人企業統計年報」によると、1988年では製造業中小企業の自己資本率は19.1%であり、大企業の34.9%からみると、はるかに低いのである。

金利自由化は金融緩和期に行われて金利の低下に帰結したが、金融引き締め期には金利の変動が激化した。そのため、銀行の金利引き上げ要求が強かったにもかかわらず、中小企業にとっても借入が容易になった¹⁵⁾。しかしながらこの時期には、全国銀行の融資率（貸出先数/企業数）が低下する一方、一貸出先あたりの中小企業向け貸付残高が増加している¹⁶⁾。金融機関の企業選別の傾向は明白である。

ここで、金融機関の将来的課題について展望するならば、設備資金の長期貸付の強化を指摘することができる。政府系中小企業金融機関に関しては、すでに長期の資金貸付が主体となっている。他方、中小企業への融資で重要な役割を担うに至っている全国銀行や中小企業専門金融機関は、これまで設備投資資

13) 1980年代には、全国銀行の中小企業向け貸出残高の伸び率は、年10%前後であった。しかし、バブルが破裂した後の1990年以降の時期には、伸び率は2%台に大幅に鈍化している。

14) 中小企業の借入金が増えるのに伴い、有利子負債依存度が上昇している。そして、売上高経常利益率が低迷しているため、債務償還年数は急激に上昇している。したがって、借入れを増加させる余地も少なくなってきている。

15) 田島秀雄、「中小企業を巡る金融環境の現状と課題」、『商工金融』1993年5月号。

16) 全国銀行の中小企業向け貸出残高は、1980年度の53兆3900億円から1992年には180兆6900億に上昇したが、貸出先数は208万7300件から217万3900件への増大にとどまっている。したがって、一融資先当たり貸出残高は2560万円から8310万円に上昇した。『商工金融』1994年4月号、25ページ、図表-13。

金の貸付よりも短期の運転資金の貸付を選好してきた。いずれも、貸出に占める運転資金の割合はつねに7割に達していたのである¹⁷⁾。しかし研究開発投資は長期の懐妊期間を必要としており、長期資金の供給は、これらの民間金融機関にとっても重要な任務といえよう。

中小企業が資金調達で直面している不利な状況を緩和するための政策金融としては、政府系金融機関による直接の支援のほかにも、信用補完制度（第3節を参照）が重要である。例えば、中小企業が民間金融機関からの融資を受ける際に、信用保証協会はそれを保証し、中小企業保険公庫はさらに保証協会の保証債務について再保険をしている。また、1953年11月には、中小企業投資育成会社が政府によって設立された。この会社は、中小企業の上場を助けることを目的として、中小企業の株式を引き受けるが、また、経営、技術等についてコンサルティングを行っている。

とりわけ研究開発型中小企業については、1975年に研究開発型企業育成センターが設立されている。経済が安定成長へ移行するにつれ、経済のサービス化、ソフト化、消費者ニーズの多様性、個性化、技術革新の進展、金融自由化、情報化等の現象が発生し、産業構造がますます知識集約的なものに変化していることが背景である。このような状況の下で、技術開発基盤の強化や経済の活性化を担う研究開発型企業への期待は増している。資金調達面や情報収集面などでの困難がある中小企業の研究開発を支援する必要は大きいのである。研究開発型企業育成センターは、銀行から中小企業への低利での融資を仲介し、貸付金の80%を保証する。また、同センターは、革新的なサービスの開発を行う上での資金調達問題の解決を図るため、知識融合型企業に対して1988年から債務保証制度を開始している。いずれも業種業態を問わない¹⁸⁾。

17) 1993年12月末までの資料から見れば、全国銀行の中小企業向け貸付の中の設備資金の貸付は僅か30.09%であり、中小企業専門金融機関の場合は28.45%であった。『商工金融』、1994年4月号、42-44ページから計算した。

18) 財団法人研究開発型企業育成センター、【業務案内】1ページ、【債務保証事業について】83ページ。

その他、国の政策に基づき、各都道府県では各種の研究開発型中小企業融資育成制度¹⁹⁾が採用されている。日本においては、中小企業に対する支援制度のなかでも、研究開発型中小企業に対する体制はとりわけ充実しているといえよう。

II 日台金融構造の異同

台湾では、中小企業向けの金融制度はかなり整備が進んで来たが、十分とは言えない。それゆえ、政府の管理下にはない地下金融が台湾の中小企業にとって不可欠の資金調達源となっている²⁰⁾。日本及び台湾において、一般的に中小企業の財務問題としては、自己資本比率の低さ²¹⁾、短期債務返済能力の弱さ²²⁾、長期借款比率の低さ²³⁾、債務比率の高さ²⁴⁾などが指摘できる。

一般に、借入企業の規模は、貸付銀行の規模におおよそ対応する傾向がある。つまり、大銀行は大企業に貸付け、中小金融機関は中小企業に貸付けるという構図である。1960年代まで、日本の全国銀行による中小企業向け融資残額は中小企業向け融資残額全体の69.2%を占めたが、全国銀行の融資残額に占める中小企業向けの割合は35.01%であった(1962年末まで)²⁵⁾。現在、台湾ではこの比率はそれぞれ75.3%及び33.7%(1993年11月まで)²⁶⁾である。高度成長期の日本で、中小企業が金融機関の限界貸出先としての性格を有していたことは既

19) たとえば、技術改善費保証金、中小企業向け技術開発金、中小企業技術高度化対策費保証金などが挙げられる。

20) 台湾の全企業の資金調達先に占める割合では、地下金融部門は24%を超えている。中小企業のみをとれば、この比率はさらに高くなるであろう(表4)。

21) 中小企業の自己資本比率は常に大企業よりも低い。

22) 中小企業の短期借款に占める割合が高いため、企業の流動資金が低すぎ、経営に不利である。

23) 長期借款の占める割合が低くなると、中小企業の短期資金調達も不利になる。機械設備の購入が短期借款により調達され、財務管理原則に違反することになるからである。

24) 台湾の製造業中小企業の大部分は家族経営企業なので、所有権と経営権が一体化しており、外来の資本参加よりも借人の方を好む。したがって、重い利息の負担だけでなく、会社運営や資金調達にも不利な影響があり、不景気の場合は特に厳しい。

25) 全国銀行には相互銀行を含む。当時中小企業とされたのは資本金1千万以下の企業である。鈴木浜二、『中小企業金融』、1964、71ページ表3から計算した。

26) 財政部金融局統計室、『金融業務統計輯要』第194集、1994.1、34-36ページ。

に述べたが、台湾では、まだそうした傾向が残存しているのである。

日本においては、このような規模別の対応関係は、1970年代以降弱まっている。1993年末までの全国銀行の中小企業向け融資残額は中小企業融資残額全体の72.4%を占めるが、全国銀行の企業向け融資残額に占める中小企業に対する融資残額の比率は、62.4%に上昇している²⁷⁾。すなわち、中小企業向け融資の成長率は大企業むけのそれよりもはるかに高かったのである。

全国銀行の中小企業向け融資が増大する一方で、反対に中小企業専門金融機関の大企業への融資も増えている。日本においては、1960年代後半から「金融効率化」が強調されるようになり、コストダウン、貸出の大口化が要請されるようになった²⁸⁾。こうした状況の下で、中小企業専門機関の大企業への貸出が拡大した。他方、台湾では、中小企業専門金融機関全体の中小企業向け融資は各中小企業専門銀行とも融資総額の7割以上であって(表2)、いまだ法律に違反する水準ではないが、その比率は年々低下している²⁹⁾。台湾でも、中小企業専門金融機関の貸出先の多様化は明らかである。

日本でも台湾でも、中小企業専門金融機関の預金構成では、家計の貯蓄型預金が大きな割合を占めており、資金コストは相対的に高くなる³⁰⁾。如何にして効率的な経営を行うかが死活的な問題となるのであるが、こうした効率化の努力の一環として、貸付先の選別と表裏一体の、貸付先の多様化が進んだのである。

日本では、全国銀行による中小企業向け貸付の中に占める長期貸出の割合も上昇している³¹⁾。政府系中小企業金融機関の利用上の利点は、固定金利である

27) 財団法人商工総合研究所、「商工金融」1994年4月号、42ページ。

28) 酒井俊行(1991)の計算によると、一人当たりの営業実績は一人当たり資金量に対応している。「商工金融」1991年4月号、第41巻第4号、50ページ。

29) 中小企業専門銀行の融資総額に占める中小企業向け融資額の比率は、1981年の77.63%から1985年の80.34%に上がり、1993年は71.67%に下落した。その理由の一つは、中小企業の定義が長い間変更されなかったため、「中小企業」に分類される企業が相対的に少なくなったからである。

30) 銀行側からみると、家計単位の貯蓄型預金は長期的に安定的な運用資金ではあるが、しかし利子率の負担は他種預金よりもずっと高い。

31) 例えば、1962年末時点では、中小企業向け設備資金貸出残高が中小企業向け貸出総額に占める割合は23.29%であり(鈴木浜二、「中小企業金融」158ページ)。1993年末では30.09%に上昇し

表1 台湾国民総生産に対する貯蓄比率と国民投資率 (%)

年	貯蓄率	投資率	超過貯蓄
1951	15.67	14.44	1.23
55	14.56	16.65	1.22
60	17.77	20.20	-2.43
65	20.72	22.72	-2.00
70	25.58	25.57	0.01
73	34.37	29.09	5.28
75	26.72	30.54	-3.82
80	32.28	33.84	-1.56
83	32.13	23.43	8.70
85	33.57	18.74	14.82
88	34.45	22.76	11.69
90	29.50	21.51	7.99

(出所) 【中華民國台灣地區國民所得】，行政院主計處，各年。

ことなど利率の点にあるのみではなく、貸付期間の長さにもあるのである。台湾の場合、1979年の中小企業専門金融機関の総貸出残高に占める中、長期³²⁾貸出残高の比率は11%であったが、1992年にはその比率は66.3%に上昇している。中小企業専門金融機関による総貸出に占める設備資金貸出の割合は、1982年までの9.34%から1992年には34.4%に上昇している³³⁾。中小企業の資金調達問題は著しく改善しているといえよう。

以上、日台両国で共通の問題を論じてきたが、経済発展の度合や経済政策のあり方が異なる以上、両国の間で状況が大きく異なる問題も少なくない。

まず第一点として、中小企業金融の主体の相違を指摘できる。日本においては、三つの政府系中小企業金融機関を除けば、中小企業金融は民間金融機関の役割である。一般に、民間銀行の自立性は国営銀行よりもはるかに高く、中小

とした。商工中金、「商工金融」1994年4月号、44ページ。

32) 中期と言うのは1年から7年までである。長期と言うのは7年以上である。ただし、日本の場合、長期貸出金は貸出期間1年以上のものを指す。

33) 黄天麟、傅桂欽、「中小企業融資体系之検討与展望」，第一屆中小企業發展學術研討会，經濟部，1994.3. 10-11頁。

表2 銀行の中小企業への融資構造 (台湾)

(%)

年 別 銀行別	1981		1985		1989		1993	
	A	B	A	B	A	B	A	B
一般銀行	81.01	27.93	74.08	29.91	78.06	31.42	75.30	33.70
中小企業 専門銀行	18.99	77.63	25.92	80.34	21.94	72.61	24.70	71.67
合 計	100.0	31.80	100.0	35.72	100.0	35.88	100.0	38.77

(註) A = 中小企業への融資残高の比重。

B = 中小企業への融資残高 / 融資総額。

(出所) 財政部金融局統計室編印, 『金融業務統計輯要』各号により作成。

企業への融資においてもより柔軟であるといえよう。それに対して、台湾においては、ほとんどの金融機関は国営である³⁴⁾。八つの中小企業専門金融機関のうちでは、政府系としては台湾中小企業銀行が数えられるのみであるが、中小企業への八行の融資残高の総額の5割弱に達する部分を台湾中小企業銀行一行が占めており、政府系金融機関の重要性は明らかである。

そのほか日本でも台湾でも各種の組合組織金融機関が存在するが、法律により法人企業への貸出が禁止されているので、中小企業への融資効果は小さい³⁵⁾。組合組織金融機関は、一般的に、組合員から出資を受けるとともに預金を受け入れる。組合員以外からの預金はある程度限られているので、資金調達コストが高くつき、したがって貸出金利がどうしても高くなりがちである。

第二に、中小企業の資金調達先についての日台の相違を見てみると、両国とも「二重構造」³⁶⁾を有しているのではあるが、その内容は大きく異なる。戦後の日本の金融制度の特徴は、間接金融方式の優位であり、金融政策当局は、基本利率制度を採用、人為的に利率を低位に置いていた。しかし、事実上、担保能力や、借入れの額、また信用の等級などによって、中小企業は融資を受

34) 1991年から台湾の「新銀行法」により、新しく設立された民営銀行数は13である。

35) ほとんどの場合は、中小企業経営者が自分の名義で信用組合から融資を受けている。ただし、1993年12月3日の「信用合作社法」の実施により、中小企業への融資に対する制限は緩和された。

36) どのような国の経済においても、大企業と中小企業の間には生産性など各種の格差が存在する。しかし、日本の場合は他の先進国よりもその格差が大きく、これを「二重構造」として理解することが可能であろう。

表3 銀行別の借貸構造 (台湾) (%)

年 別	預 金			貸 出		
	一般銀行	外国銀行	基層金融	一般銀行	外国銀行	基層金融
1981.12.	69.5	0.6	29.9	70.5	9.9	19.5
1985.12.	65.6	1.5	32.9	70.1	4.8	25.1
1988.12.	65.6	1.4	33.1	69.3	4.3	26.2
1990.12.	62.1	1.5	36.5	67.7	4.2	28.0

(註) 基層金融=中小企業銀行+信用合作社+農会信用部+漁会信用部。

(出所) 中央銀行経済研究處編『中華民國台湾地区金融統計月報』各号により作成。

けにくくなっており、借入企業の規模による利子率格差が形成された。

それに対して、台湾の二重構造とは、管理された金融体系と管理されていない金融体系の存在のことである。台湾では1970年まで、国内投資額が国民貯蓄額を上回っていたため(表1)、資金供給はつねに不足していた。金融機関から借り入れすることの出来ない企業は民間の地下金融で資金を調達した。資金調達に占める地下金融の割合は全企業平均で24.65%を占めている(表4)³⁷⁾。分母から公企業を除外すると、この数字は36.32%に達する³⁸⁾。製造業中小企業に限れば、この比率はさらに高まるであろう。利子率の高い地下金融に依存した経営を強いられているということは、中小企業の資金調達難が依然解消していないことを意味している。

第三に、中小企業専門金融機関の貸借構造の相違が指摘できる。日本の場合には、つねに貸出が預金を上回っている。日本の中小企業は融資の利便や企業の信用度を高めるために、全国銀行との関係を強化することを望んでいる。こうした期待を背景に、中小企業は、中小企業専門金融機関からの借り入れを全国銀行へ預金し、将来の融資を期待するという期待融資貯金に転換しているのである。日本の中小企業は、全国銀行の潜在的預金者として広く認められている。一方、中小企業専門金融機関から見れば、中小企業は資金の超過貸出者で

37) 1989年の全産業の資金調達先の内訳では、金融機関が57.5%、民間地下金融が22.39%である。資本市場(株式、債券など)は13.94%、貨幣市場(商業手形など)は6.13%である(表4)。

38) 資本市場、貨幣市場が含まれていない場合。中華経済研究院、『中小企業融資之研究』、21頁。

表4 企業の融資先別構造 (台湾) (%)

年	金融機関	貨幣市場 1	資本市場 2	地下金融 3
1976	65.34	0.57	11.28	22.81
1980	58.45	6.95	11.46	23.14
1985	51.81	11.42	12.67	24.10
1986	48.46	7.57	12.85	31.12
1987	51.60	6.01	12.78	29.61
1988	56.85	5.04	13.71	24.40
1989	57.55	6.13	13.94	22.39
平均	56.27	6.94	12.14	24.65

(註) 1. 貨幣市場=商業手形+銀行支払い保証為替手形。

2. 資本市場=株価(額面)+社債。

3. 地下金融=家庭借り貸し+企業間の相互融資。

(出所) (台湾) 中央銀行『中華民国台湾地区金融統計月報』の各号より作成。

(台湾) 中央銀行『中華民国台湾地区資金流量統計』の各号より作成。

ある。中小企業専門金融機関の預金源は個人の貯蓄型預金であるので、全国銀行の期待融資預金よりもコストが高くなる³⁹⁾。

台湾の中小企業専門金融機関は反対に、超過預金の受入れ者である。資金全体の流れの構造から見れば、一般銀行(日本での全国銀行に相当)の預金の占める割合は62.1%であり、貸出の占める割合は67.7%である。一方、中小企業専門金融機関⁴⁰⁾のそれぞれに占める割合は36.5%及び28.0%である(表3)⁴¹⁾。中小企業専門金融機関の預金吸収者としての役割は明らかである。各地に遍在している中小企業専門金融機関が地方中小企業経営を支えるべきであるが、中小企業専門金融機関には政府による規制も厳しく、また新設の民営銀行との競

39) 全国銀行の預金構造から見れば、法人預金額は個人預金額を上回っている。例えば、1962年に全国銀行の預金残高別から見れば、法人預金額は個人預金額の1.5倍である。当時の中小企業専門金融機関である相互銀行の場合は、個人預金額が法人預金額の1.8倍であった。鈴木浜二、『中小企業金融』、113ページ。ただし、1994年6月末までの資料では、都市銀行の場合、法人預金額は個人預金額とほぼ等しいにもかかわらず、中小企業専門金融機関である信用金庫の場合、個人預金額は法人預金額の3.17倍であった。日本銀行、『経済統計月報』、1994.6. 254-55ページ。

40) 信用組合を含む。

41) 基層金融機関の資金運用能率は一般銀行の資金運用能率よりもはるかに低いことが明らかである。

争もあるために、中小企業専門金融機関の経営難が表面化している。金融自由化の下で、中小企業専門金融機関は新たな役割を模索する必要に迫られていると言えよう。

第四には、大企業と中小企業の関係が指摘できる。日本では、大企業と中小企業との間に密接な補完関係が存在し、技術協力は勿論、大企業から中小企業への融資も珍しくはない。他方台湾では、一部では日本同様に「中心・衛星工場制度」(下請制度)が形成され始めたが、しかし一般的には、大企業と中小企業とは直接の資金的なつながりを持たずに発展しているので、中小企業に対して大企業が融資するということはほとんど行われていない⁴²⁾。このため、台湾の中小企業の資金調達は一層深刻な問題となっている。

最後に、もう一点、日台の相違を指摘するならば、日本では機能別の特別融資が存在するのに対し、台湾では融資の一般適用性が強調されている。例えば、日本では租税特別措置法により、企業の研究開発や環境保護設備への特別融資や減税がされるのに対し、台湾の場合は中小企業の強化を目的とする長期低利融資や自動化促進融資が中心である。製造業中小企業ならばすべて資格を有するのであり、中小企業政策は選別的ではない。

以上、日台の中小企業の資金調達問題の共通点と相違点を分析してきたが、いずれにせよ、政策的介入を必要とするような不利な状況に中小企業が置かれているという点は共通していると言えよう。とくに、社会的資源を効率的に配分し、経済発展の潜在力を高めるために、中小企業の経営効率を高める必要があることを考慮するならば、金融面においても中小企業に対する政策的対応が必要であることもまた確かである。中小企業が置かれている不利な状況を是正するため、中小企業の融資ルートから人為的制限を排除し、公正取引を実現することは、必要な政策的課題といえるだろう。

しかしこのことが、中小企業に対する無差別的な助成を正当化しないことは

42) ただし、受取勘定 (Account receivable)、支払勘定 (Account payable) という型の融資が存在している。

いうまでもない。とりわけ、経済の国際化、自由化の流れの下では、市場原理を否定するような無差別的な助成を行うことには疑問がもたれて当然である。したがって、機能的な中小企業育成政策が重要であると考えられよう⁴³⁾。

中小企業の資金調達先では、いまだ金融機関を通じての間接金融方式は重要な役割を果たしている。特に、利子率の自由化が不完全である場合や、企業信用の格付制度が不完全な場合は、流動的な資本市場を中小企業が利用した場合、リスクの集中や、企業の属人化という問題が生じてくる可能性があり、中小企業自身にとっても問題となりうる。

しかしながら、日本でも台湾でも、店頭市場⁴⁴⁾を通じて、中小企業による資本市場からの直接の資金調達も行われるようになってきている。台湾でも、資本市場の規則緩和が進み、ハイテク企業の株式上場は、一定の条件が満たされれば、第三種株⁴⁵⁾としての扱いで許可されるようになった。中小企業の資本市場への参入は意味深い現象である。

中小企業すべてに対し、一律に融資条件を緩和するならば、債務不履行などの問題が大量発生するであろうことは明らかである。これは当然、社会に膨大なコストを負担させることになる。したがって、間接金融方式で、金融機関が経営の審査をおこなった上で融資を行うことは、こうした危険性の予防という点で大きな意味を持っているといえよう。

金融自由化、効率化の中では、中小企業専門金融機関の位置付けが難しいということも政策金融の大きな問題である。全国銀行の中小企業への貸付比率が増えるのに応じて、中小企業専門金融機関の業務範囲の限定も緩和されるべきであろう。公正な競争の下で効率を最大限発揮しうるような一般銀行へと転換

43) 1960年から1990年まで実施された「奨励投資条例」の終了に伴って、台湾では1991年に「促進産業昇級条例」が制定された。中小企業の研究開発支出を高めることを目的としている。

44) 店頭市場は、台湾には資本金が5千万元以上の企業に限定されている。

45) 第一類株と言うのは資本金が6億台湾元以上の企業の株式であり、第二種株は資本金が3億元以上の企業の株式であること。そして、第三種株と言うのは、「創業投資事業管理規則」第5條の規定に当てはまる研究開発型企業ではその資本金が1億元以上の企業、そのほかの企業では2億元以上の企業の株式について用いられる。中華経済研究院、「中小企業融資之研究」、中華民國中小企業之發展、專題(三)、經濟部、1992.1、39頁。

させることが必要であり、中小企業専門金融機関の役割は再検討されるべきである。

日本では、相互銀行は1989年4月から第二地方銀行へと転換したが、それ以後これらの事業活動は活発化している。台湾でも中小企業専門金融機関の改革が進んでおり、一般銀行への位置付けの変更が期待されている。

金融における規則緩和は、中小企業の資金調達困難を緩和するであろう。既存の金融機関が保護の下に置かれて十分な競争をおこなわず、金融市場の需要を満たすことができないために、台湾では地下金融が拡大しているのである。したがって、金融機関の設立の自由化は、中小企業の金融問題の是正につながるであろう。むしろ社会的に見れば、銀行間の過当競争も望ましくないので、個々の企業の経営実態に相応しい範囲で融資をおこなうことが銀行には期待されるのである。

III 中小企業育成のための金融上の政策的措置

最後に、中小企業の資金調達難を緩和するための重要な制度である信用保証をとりあげる。中小企業信用保証の目的の第一は、担保は不足しているが、潜在的成長力を持つ中小企業を対象として、公的に信用保証を与えることによって金融機関からの融資を受けやすくすることである。第二には、金融機関とリスクを分担することにより、金融機関の中小企業への融資意欲を高めることである。

日本の「信用保証協会法」⁴⁶⁾は1953年8月に制定された。台湾でも1974年7

46) 信用保証協会は、信用力・担保力等の不足により、銀行等の金融機関から貸付を受けるのが困難な中小企業に対して、その借入債務を保証し、中小企業に対する融資の円滑化をはかることを目的として設立された社団法人である。日本全国に52の協会があり、これら協会の上部団体として、(社)全国信用保証協会連合会がある。協会の運営は、主として信用保証料と資産の運用益によって行っているが、国及び地方公共団体はこれに財政援助をし、協会の業務運営の円滑化と経営基盤の安定化を図っている。保証を受ける際に企業が協会に払う保証料は、一般保証については年1.00%である。そのほかについては金額別の保証料率の設定がされ、また地場産業振興等に対する低保証料率の適用などの制度が設けられている。中小企業庁編、『中小企業施策のあらまし』昭和63年版、90-91ページ、中小企業調査協会。

月に財団法人中小企業信用保証基金が設立された。日本の場合には、その保証を担保するために1958年「中小企業信用保険公庫」が設立されたが、台湾の場合には、このような保険機関が存在せず、中小企業信用保証基金は必ずしも十分に機能していない。日本や台湾のみならず、韓国などでも同様の制度が設けられている⁴⁷⁾。これらの信用保証機構がどの程度当初の目的を達成し得たのか。中小企業や金融機関のこれらの制度の利用率はどの程度であったか。そして、信用保証機構の経営の成果はどのようなものであったか。以下では、これらの問題点について分析を行う。

台湾の中小企業信用保証基金が設立された1974年から1992年12月までの期間で、保証をうけた企業数は7万5000、総保証件数は97万8000件、保証総額は9100億元であった。銀行全体の中小企業向け融資総額に占める保証融資総額の割合は5.71%であった。この比率は日本や韓国でも大差ないものとなっている(表5)。

信用保証基金の対象は勿論中小企業であるが、台湾では中小企業の定義は1982年から改訂されておらず、日本の場合も1973年以降変わっていない。そのため中小企業向けの支援措置の対象要件は実態から乖離してきた。日台とも中小企業の定義の変更を検討中であるが、台湾では、さしあたって1990年9月から信用保証の対象を拡大した。これに伴い、製造業の場合は資本額上限を50%に高められた。

信用保証は一般に、金融機関の審査を通して行われる。日本では再審査制度が採用されているが、台湾の場合には一回審査に限られる。したがって、金融機関から申請を拒否された場合、何らの救済措置もない。韓国の場合には、直接に信用保証基金に申請するので、中小企業と保証機構が直接接触し、中小企業の実際の経営状態も把握できる。台湾でも、1990年6月からは、一定の条件を満たす企業⁴⁸⁾からは信用保証基金が直接申請を受け付けるようになった。信

47) 韓国信用保証基金、1976年に設立された。

48) 中心衛星工場体制に属する中小企業に対し、直接、信用保証基金に信用保証を申請することができる。

表5 信用保証利用率 (保証された金額/金融機関の中小企業向貸出残高)

国別・年別	1976	1981	1983	1985	1988	1989	1990	1992
台湾	0.79	5.15	6.58	10.35	6.85	5.68	5.24	5.71
日本	5.74	6.00	5.60	5.10	4.91	5.40	6.17	7.35
韓国	—	9.68	5.43	5.61	6.72	6.17	—	—

(註) 比率が相対的に低くなっても、保証残高がマイナス成長であるとはかぎらない。

(出所) (台湾) 中小企業信用保証基金編『中小企業信用保証基金年報』各号。

(日本) 中小企業信用保証協会編『中小企業信用保証協会月報』各号。

表6 信用保証倍数 (信用保証残高/資本金または基本財産)

国別・年別	1981	1983	1985	1987	1989	1990	1992
台湾	6.81	9.50	12.48	12.52	6.98	6.24	8.26
日本	6.86	5.89	5.42	5.16	6.19	6.89	7.13
韓国	11.23	8.12	7.43	7.17	6.67	—	12.36

(註) 韓国の保証は大企業を含む。

(出所) (台湾) 中小企業信用保証基金編『中小企業信用保証基金年報』各号。

(日本) 中小企業信用保証協会編『中小企業信用保証協会月報』各号。

(日本) 全国信用保証協会連合会編『信用保証』No.88, 1994, に基づいて、筆者が計算した。

表7 債務不履行により代納された金額が保証債務残高に占める比率 (%)

国別・年別	1981	1983	1985	1987	1988	1989	1992
台湾	0.21	0.85	0.97	1.37	1.10	0.43	0.26
日本	1.31	1.16	0.91	0.30	-0.09	-0.51	0.80
韓国	—	—	3.14	3.06	2.98	2.05	6.44

(註) (代位弁償一回収/保証債務残高) から算出されたもの。

(出所) (台湾) 中小企業信用保証基金編『中小企業信用保証基金年報』各号。

(日本) 中小企業信用保証協会編『中小企業信用保証協会月報』各号。

(日本) 全国信用保証協会連合会編『信用保証』No.88, 1994, に基づいて、筆者が計算した。

用保証残高の基準融資に対する倍率は、台湾で6.98倍(1989年)であり、日本の6.19倍及び韓国の6.67倍とほとんど差がない(表6)⁴⁹⁾。台湾では、法律中に20倍という数字が明記されているが、これは上限を示したもので、必ずしも

49) (保証債務残高/資本金)の比率。日本の場合は、信用保証協会の保証を受けた部分を除く、全国信用保証協会自己負担の平均比率(一般に20%-30%)である。つまり、(保証債務残高/基本財産)×0.25。

目標としての性格を持つものではない。

台湾の信用保証基金の一件当たり保証限度は8割であり、日本、韓国の全額保証よりも低い。台湾では、銀行自身は2割のリスクを負わなければならないのである。日本の場合は、中小企業信用保険公庫を通じて再保険できるし、企業診断士制度⁵⁰⁾により中小企業の営業状態を把握でき、全額保証を支えている。台湾の場合には、こうした制度は整備されていない⁵¹⁾。

保証費用率については、台湾では均一保証費用率（現在のところ0.75%である）を採用している。差別化保証費用率を採用すると、コスト増につながるとされているからである。しかし、保証費用率の一律の適用は、情報の非対称の下では、逆選択（Adverse selection）という効果を持ち⁵²⁾、その結果基金を潰してしまう可能性がある。もっとも、中小企業の信用格付けを確立するならば、逆選択を避けつつ、低コストでの差別化保証費用率の実施が可能となるであろう。

信用保証機構の経営についてみると、台湾の信用保証基金は利益が少ない。韓国では設立以来ずっと欠損続きである。日本の信用保険公庫は1988年から黒字に転換した。信用保証機構も長期的に欠損状態を続けることのできないのであるが、本来の役割である融資の媒介という観点からは、あまり利益が累積してゆくこともまた望ましくない。

他方貸付が焦げ付いて代納された金額が、保証残高に占める割合は、台湾では0.26%であり、日本、韓国よりもずっと低い（表7）。これについては、台湾中小企業の信用保証においては日本のような保険公庫の再保険が欠如しているために、金融機関の受入れが日本よりももっと保守的になる、という要因が

50) 中小企業の発展のために、診断事業が果たす役割はきわめて大きい。そのため、通商産業省は、中小企業指導法の規定（中小企業指導法第6条第2項、第3項、中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令第4条、中小企業診断士登録規則）に基づき、1963年度から中小企業診断士の登録制度を実施している。中小企業調査協会、「中小企業施策のあらまし」、昭和63年版、205-206ページ。

51) ただし1982年7月からは、7つの省営銀行によって設立された財団法人省属行庫中小企業聯合輔導中心が企業診断を行うようになった。

52) 佐々木宏夫、『情報の経済学』、日本評論社、1991、第7章。

考えられる。

いずれにせよ信用保証機構は、中小企業の資金調達問題に関しては金融機関に劣らぬ重要な意味を持っている。自由市場の原則や資源配分の効率化を考慮するならば、政策的、人為的に金融機関の中小企業向け融資の比率を高めるよりも、むしろ保証制度を通じて市場を補完することが重要である。台湾では、中小企業が信用保証基金を利用しつつコマーシャルペーパーを発行しているが、これはこうした政策理念に合致した中小企業の貨幣市場への参入の助成措置の一例といえよう。台湾では1991年に「中小企業発展基金支援辦理專案貸款要点」が制定され、また「中小企業発展基金管理委員会」が設置されて、中小企業の資本市場や貨幣市場への進出の政策的な支援が開始された。これらの成果はまだはっきりしないが、信用保証制度が中小企業の金融難の緩和に寄与したことは明らかである。

金融機関を通じた直接的措置や、信用保証制度に加えて、台湾では1982年7月に7つの省営銀行によって、「財団法人省属行庫中小企業聯合輔導中心」が設立された。中小企業の信用を補完し、中小企業の経営合理化を促進することを目的とする。特に、潜在的発展能力を持つ中小企業に対し企業診断を行い、融資を助成する。また、財務管理や会計制度をも指導する。1982年7月から1991年6月にかけて、融資を目的として診断を受けた件数は664件であった。そのうち302件について融資を勧めている。問題はこの機関には助言を行う権限しか与えられておらず強制力をもたない、という点である。また活動の対象は銀行の既存の取引先に限られていたため、その活動は限定されていた。もっともこの点に関しては、1992年に「中小企業聯合輔導中心」に改組された際に、取引先顧客以外に対しても活動の範囲を広げるように変更されている。ただし、依然として金融機関の下に置かれているという点は今後も検討されるべき問題である。

結 語

本稿では、中小企業の経営を左右する外的諸要因のうち、最も重要な要素の一つである金融条件を取り上げた。大企業と中小企業との間の生産性格差の存在は、大部分金融条件の不利に起因していた。中小企業向け融資を強化し、中小企業の融資コストを下げ、中小企業向け長期貸付比率や設備投資に対する融資の比率を拡大させることが、中小企業金融政策の目的である。このような中小企業金融政策の効果は、いずれも中小企業向け融資比率の変化から分析される。

本稿の分析により、日本においては遅くとも1970年代までに、経済構造の転換、金融自由化の進展によって中小企業資金調達問題が大幅に緩和されたことが明らかとなった。大企業と中小企業との間の資本装備率の格差も確かに縮小した。問題は、大企業と中小企業との間の生産性格差が1980年代以降むしろ拡大してきたことである⁵³⁾。このことは中小企業が技術革新や情報化に十分対応しきれていないことを示すものであり、とりわけ技術者不足による経営力の格差の拡大を表している。

中小企業庁の1988年版『製造業経営実態調査報告』によると、資金調達が困難な中小企業の比率は日本では19.9%にとどまっている。同じ調査で、たとえば、68.5%の企業が「先端技術における人材不足」を問題として指摘していたのに比すると、この数字ははるかに低い。財団法人商工総合研究所の平成元年3月の「先端技術研究開発実態調査報告書」でも、製造業中小企業の先端技術研究開発上の問題点として、わずか19.6%の企業が資金調達難を指摘したに過ぎず、86.1%の企業が技術者不足を指摘したのとは極めて対照的である。台湾でも中小企業の技術者不足は深刻である。

日本においても台湾においても、近年の技術革新に伴う経済構造の変化の下

53) 日本の製造業の付加価値生産性では、大企業を100とすると、300人以下の中小企業では1981年の50.2から1991年の49.6へと推移しており、企業規模間の格差はむしろ拡大してきた。

で、中小企業も技術を高度化させ、大企業が進出しにくい新しい技術分野に進出している。こうした技術開発は、リスクは大きいですが、同時に大きな外部経済をも有している。そのため、これらの技術開発が市場競争の下で公正に行われるようにするためには、政府の環境整備が必要である。

いずれにせよ、1970年代の後半には、中小企業の量的な意味での資金調達の困難は大幅に緩和された。1980年代以降は、質的な問題、つまり自己資本比率の低さ、技術力の向上、技術者の確保が問題として認識されるようになった。今日においては、中小企業を金融的手段によってのみ支援する政策は、限界に突き当たったといえるだろう。したがって、中小企業の他の助成政策をも検討する必要であるが、この問題については稿を改めて論ずることにしたい。

参考文献

1. 清成忠男, 『中小企業』, 日本経済新聞社, 1986。
2. 清成忠男チーム, 『明日を担う中小企業』, 大蔵省, 1984。
3. 中小企業庁, 『中小企業白書』, 各年。
4. 同, 『90年代の中小企業ビジョン』, 1990。
5. 同, 『中小企業者の技術力向上の手引き』, 1991。
6. 同, 『中小企業施策のあらまし』, 1988。
7. 商工総合研究所, 『商工金融』, 各号。
8. 同, 『先端技術研究開発実態調査報告書』, 1989。
9. 鈴木浜二, 『中小企業金融』, 春秋社, 1964。
10. 中村隆英, 『日本経済——その成長と構造』, 東京大学出版会, 1990。
11. 科学技術庁, 『科学技術白書』, 各年。
12. 研究開発型企業育成センター, 『業務案内』。
13. 中小企業金融公庫, 『中小企業金融公庫三十年史』, 1984。
14. 土屋守章, 三輪芳朗編, 『日本の中小企業』, 東京大学出版会, 1990。
15. 寺岡寛, 『日本の中小企業政策と政策思想』, 中小企業季報, 1990年 No. 4。大阪経済大学, 中小企業経営研究所。
16. 三井逸友, 『現代経済と中小企業』, 青木書店, 1991。
17. 上田達三, 『産業構造の転換と中小企業』, 関西大学出版部, 1991。
18. 加藤誠一, 『中小企業問題入門』, 有斐閣, 1969。

19. 同, 『経済構造と中小企業』, 現代中小企業基礎講座 1, 同友館, 1977。
20. 同, 『経済政策と中小企業』, 現代中小企業基礎講座 2, 同友館, 1977。
21. 巽信晴, 佐藤芳雄編, 『新中小企業論を学ぶ』, 有斐閣, 1988。
22. R, ロスウェル, W. セクフェルト, 間草谷努ほか訳 『技術革新と中小企業』 有斐閣選書, 1987。
23. 中小企業信用保険公庫, 『中小企業信用保険公庫月報』, 各号。
24. 全国信用保証協会連合会, 『信用保証』 No. 88, 1994.3。
25. 周添成, 「中小企業融資と経済発展」, 台湾中小企業金融問題検討会, 1988。
26. 黄永仁, 「中小企業金融体系の検討と展望」, 台湾中小企業金融問題検討会, 1988。
27. 侯金英, 「金融自由化と中小企業融資之研究」, 台湾中小企業金融問題検討会, 1988。
28. 財政部金融局統計室編印, 『金融業務統計輯要』, 1994.1。
29. 經濟部中小企業処, 『中小企業統計』, 1988-90。
30. 同, 『中小企業経済活動報告』, 1989年度。
31. 省属行庫中小企業聯合輔導中心, 民国78年 『中小企業金融年報』, 1989.12。
32. 顏吉利, 丁復興, 「我国中小企業融資政策效果之实证研究」, 第一屆中小企業發展學術研討会。1994.3。
33. 黄天麟, 傅桂欽, 「中小企業融資体系之検討と展望」, 第一屆中小企業發展學術研討会。1994.3。
34. 薛琦, 胡名, 「從經濟面看在台湾的中小企業」, 第一屆中小企業發展學術研討会。1994.3。
35. 白俊男, 「台湾之中小企業与台湾之經濟發展」, 台湾銀行季刊, 第34卷第3期。1983.9。
36. 中華經濟研究院, 「中小企業融資之研究」, 中華民國中小企業之發展, 專題(三), 經濟部, 1992.1。